

「栃木県環境総合計画（仮称）」（素案）に対する提出意見とそれに対する栃木県の考え方

参-1

1 パブリックコメントで提出された意見

○意見提出なし

2 市町からの意見

○意見提出なし

3 関係団体からの意見

○意見提出：2団体

○意見総数：39件

区分の凡例

- A：計画案に反映させたもの
- B：既に素案に盛り込まれているもの
- C：今後の施策の参考とするもの
- D：計画案に反映できないもの

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
1	【概要版】7頁	CEが目玉でありながら、施策1（7Rの促進）の指標に「一廃・産廃の再生利用率（率）」がない（本編には参考扱いで設定）のはいかが？	D	再生利用率は（資源化量÷排出量）で示されるため、処理後の重量の変化が小さい「がれき類」などの再生利用率は高くなり、処理後の重量の減少が大きい「汚泥」「溶融スラグ」などの再生利用率は低くなります。特に「がれき類」や「汚泥」は産業廃棄物の総排出量の7割を占め、再生利用率はこれらの排出量に大きく左右されることなどから、本県の再生利用状況の進捗を適切に把握できない側面があるといった指摘があるため、参考指標とすることとしました。CEの進捗管理につきましては、最終処分量及び動静脈連携のマッチング件数等で管理して参ります。	【概要版】7頁 【計画案】49頁
2	【概要版】10頁	指標「一廃・産廃の最終処分量」がふさわしいか疑問。「一廃・産廃の再生利用率（率）」ではどうか？	D	本指標については7R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等）に係る各主体の総合的な取組の進展を表すものであり、引き続き指標として設定し、進捗管理を実施して参ります。	【概要版】10頁 【計画案】49頁
3	【素案】36頁	L1「大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄社会を生み出し、健全な物質循環を～」 ⇒既に大量廃棄社会となっており、これから健全な物質循環を目指すのであるから以下例ではどうか。 「大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄社会を生み出して、あるべき姿の健全な物質循環を～」	A	御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄社会を生み出し、健全な物質循環を妨げるだけでなく…」 →「大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄社会を生み出して、健全な物質循環を妨げるだけでなく、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。」	【計画案】36頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時 点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
4	【素案】36頁	L4「～関係しています。」 ⇒更に、以下を追加してはどうか。 「～関係しています。また、天然資源の枯渇は原材料の高騰を招き、経済安全保障にも負の影響をもたらします。」	D	当該箇所については大量生産・大量消費型の経済活動が健全な物質循環を妨げるだけでなく環境問題にも密接に関係していることを強調しているため、原案どおりとします。	【計画案】36頁
5	【素案】36頁	L10「り、環境負荷を抑えつつ経済成長を促進します。～」 ⇒環境負荷はゼロにはできないのであり、「環境負荷を最小限に抑えつつ経済成長を促進します。」としてはどうか。	A	御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「サーキュラーエコノミーは、資源を効率的に活用し、廃棄物を最小限に抑える経済モデルであり、環境負荷を抑えつつ経済成長を促進します。」 →「サーキュラーエコノミーは、資源を効率的に活用し、廃棄物の発生を最小限に抑える経済モデルであり、環境負荷の低減と経済成長の両立を促進します。」	【計画案】36頁
6	【素案】36頁	L12「～地域経済の活性化や雇用創出にも貢献します。～」 L19「～、雇用の創出等～」 ⇒「雇用を創出する」ことは栃木県の活性化に期待できるとの考えもあるが、人口減少、高齢化が進む栃木県において必要なのか、また、実現可能性が高いと言えるのだろうか。人材を確保する方法として外国人労働者を不用意に受け入れ文化や治安への負の影響が出ないよう、関係機関と広く協議し進めて頂きたい。	C	雇用の確保については、人口減少対策にも資する重要な取組であり、必要な施策であると考えております。サーキュラーエコノミー型ビジネスの支援等を通じ、関係部局とも連携しながら雇用創出に取り組み、実現可能性を高めてまいります。廃棄物処理分野における外国人労働者の受入れについては、国の動き等を引き続き注視して参ります。	【計画案】36頁
7	【素案】36頁～	「環境保全」、「気候変動」、「資源循環」は、それぞれ独立した課題ではなく、相互に関連するものであり、一体的な計画として推進していくべきと考えるので、第2節においては、「環境保全」、「気候変動」との関りをより強調して欲しい。	B	ご指摘のとおり、「脱炭素化」や「循環経済」などの環境政策を総合的に実施することが効果的と考え、各分野の計画を統合し、栃木県環境総合計画として策定することとしました。第2節においても、リサイクル産業が成長し、脱炭素化などの新たな技術開発の実現や、ごみの散乱のない生活環境の実現などを10年後の将来像として記載しております。また、施策の方向性においても、温室効果ガス削減にも寄与する処理施設の整備促進など、複合的な施策目的について記載しております。こうしたことを踏まえながら、関連施策に積極的に取り組んで参ります。	【計画案】36頁～

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
8	【素案】36頁	L18「製造業・小売業とリサイクル業者が連携した～」 ⇒資源循環システムの構築には「消費者」も不可欠な構成要素と考えるが、消費者を記載しない理由はあるのか。	C	資源循環システムの構築には消費者や排出事業者の役割も重要ですが、ここでは製品の原材料として廃棄物等の再生原料を活用する動静脈連携に焦点を絞り、将来像として掲げることとします。なお、10年後の将来像として、ライフサイクル全体での徹底した資源循環が行われている、を掲げており、消費者の役割はこちらに包含しております。	【計画案】37頁
9	【素案】36頁	「10年後の将来像」の「資源循環システムの構築」においては、業者と同様に「消費者」も重要な構成要素となるので、併せて記載すべきである。	C		【計画案】37頁
10	【素案】36頁	下段、10年後の将来像、3つ目の◆、脱炭素化や水平リサイクル＝新たな技術開発に見える。下線を追加してはどうか？ 「リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなどに関連した新たな技術開発、雇用の創出等が実現しています。」	A	御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「◆ リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなど新たな技術開発、雇用の創出等が実現しています。」 →「◆ リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなどに関連した新たな技術開発、雇用の創出等が実現しています。」	【計画案】37頁
11	【素案】38～46頁	下線の違いは何か？表現を統一（簡潔に）できないか？ (ア) 本県における一般廃棄物／産業廃棄物の概況 (イ) 県内における一般廃棄物／産業廃棄物の排出の現状等 (ウ) 県内で排出された一般廃棄物・産業廃棄物の処理の現状等 ・繰り返される「前計画の基準年である平成30（2018）年度以降」 「前計画の基準年である平成30（2018）年度比」を簡潔にできないか？	D	・（ア）については、本県における廃棄物の流れを総括的に示しているものであり、「本県における」としております。（イ）については廃棄物の排出の現状を示しているものであり、（ウ）とのバランスも踏まえ「県内における」としております。（ウ）については、廃棄物の処理は県内のみならず県外から受託した廃棄物も想定されますが、ここでは県内で発生した廃棄物の処理について記載しておりますので、「県内で排出された」としてしております。 ・「前計画の基準年」と明記することで、前計画の5年間の取組結果が明確化されることから、原案どおりといたします。	【計画案】38～46頁
12	【素案】38頁～	総合計画全体の構成との兼ね合いもあるが、 ①「1 7Rの促進」などの項目について、それぞれ「（1）現状」から「（5）指標」まで記載されているが、読みながら流れがつかめにくいので、冒頭に構成図のようのものであればわかりやすい。 ②「現状」として統計数値は重要であるが、広く県民に読んでもらうことを想定するならば、主要なもののみを掲載し、他は参考資料（別冊）にするなどの工夫が必要ではないか。 ③「（4）具体的取組」と「（5）指標」の関係性、また、「（5）指標」における予測値と目標値の意味合いがわかりにくい。	C	①計画全体の構成を調整する中で参考にさせていただきます。 ②前計画より、計画の頁数を削減し、重要な統計数値のみを掲載するようにしたところですので、ご理解願います。 ③重要施策に重点的に取り組む観点から、前計画と比較し指標を減らしているため、すべての「具体的取組」との相関が必ずしも十分ではなく、関係性がわかりにくくなっているものと考えております。今後の施策の参考とさせていただきます。なお、(5)指標における予測値についてはパブリックコメント時点で削除いたしました。	【計画案】38頁～
13	【素案】38頁	【図1】単位：千t → t	A	御指摘を踏まえ、修正いたします。	【計画案】38頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時 点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
14	【素案】47頁	2つ目の○、再生材の用途（需要）拡大という視点も欲しい。 「産業廃棄物についても、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、再生材の質の向上による更なる資源の有効活用のため、排出時点での更なる分別徹底を促進する必要があります。」 → 「産業廃棄物についても、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、資源の有効活用を加速するため、再生材の質の向上に向けた排出時点の分別の徹底や製造された再生材の需要拡大を促進する必要があります。」	A	御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「産業廃棄物についても、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、再生材の質の向上による更なる資源の有効活用のため、排出時点での更なる分別徹底を促進する必要があります。」 →「産業廃棄物についても、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、資源の有効活用を加速させるため、再生材の質の向上に向けた排出時点での更なる分別の徹底や再生材の需要拡大を促進する必要があります。」	【計画案】47頁
15	【素案】47頁	(2) 課題 ① (2) 課題と (4) 具体的取組が対応しておらず、理解しづらい。 ② (1) 現状から (2) 課題を分析し導いていると推測するが、(4) 具体的取組の記述量に比べて (2) 課題の掲載量が少ないと思う。 ③ (2) 課題においては課題ごとに、例えば評価要素毎に点数付けを行い、優先順位を付け、優先順位の高い課題から (4) 具体的取組を記載すれば、課題に対する取り組みが理解しやすくなると考えます。	C	①本計画では課題のあとに施策の方向性を記載し、課題に対する大局的な方向性を示した後、具体的取組を記載しております。ご指摘の件については、今後の施策の参考とさせていただきます。 ②産業廃棄物の課題について追記しました。(No.14のとおり) ③今後の施策の参考とさせていただきます。	【計画案】47頁
16	【素案】47頁	L4 「～、リチウムイオン電池等の混入による～課題があります。」 ⇒もう少し具体的に表現し課題の重要性を強調しても良いかと思う。 例「～、リチウムイオン電池等が可燃ごみ中に混入することで火災発生事例が増加しており、処理施設の大規模火災発生により長期間の処理施設停止といった事案も顕在化しています。」	A	リチウムイオン電池の不適切な搬入等による火災事故は重要な課題と認識しているため、計画に「コラム」として掲載し、現状と取り組むべき方向性等について普及啓発して参ります。	【計画案】41,47頁
17	【素案】47頁	L38 「②市町によるごみ処理の有料化の促進」 ⇒有料化によるメリットは排出量削減意識の高揚であるが、デメリットとして不法投棄に繋がる恐れもある。 影響について十分に分析の上進めて頂きたい。	C	ごみ処理の有料化は、排出量削減や分別意識の向上といった効果が期待される一方で、導入にあたっては住民や周辺市町村等に対し十分な配慮が必要であると認識しております。市町と連携しながら、他自治体の事例や効果・課題を共有し、ごみ処理有料化の促進を図って参りたいと考えております。	【計画案】47頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時 点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
18	【素案】 47頁	L40 「市町等及び民間事業者と連携した使い捨てプラスチックの使用削減及び海洋プラスチック問題に関する県民への普及啓発」 ⇒使い捨てプラスチックの使用と海洋プラスチック汚染は単純に結びついているのか疑問である。使い捨てプラスチックに限らず不法投棄や意図せず河川に流入したものが海洋プラスチック汚染に繋がっていると考えるべきではないか。使い捨てプラスチックを使用後に正しく廃棄（リサイクル）すれば河川・海洋には流入しないのであるから。以上の事から内容的には「イ 再生利用」に掲載し、分別と不法投棄防止に努める内容と考える。	C	海洋プラスチックごみ問題の要因は、使い捨てプラスチックに限らず、不法投棄や管理が不十分な廃棄物が河川等を通じて流入することなど、複合的な要因であると認識しております。一方で、プラスチックは微生物に分解されにくく、比較的軽量で河川に流入しやすく、使用量も多いことから、海洋プラスチックごみ問題につながるリスクも高くなっております。このため、発生の抑制のほか、循環的な利用の促進や適正な処分などあらゆる施策展開により、プラスチック対策を総合的に推進して参ります。	【計画案】 48頁
19	【素案】 48頁	L2 「⑤マイバックキャンペーンの周知などマイバック使用促進」 ⇒レジ袋が有料化となり、レジ袋やごみ袋の生産量が減少したデータがあるのでしょうか。また、海洋プラスチック量が減少したデータがあるのでしょうか。これらについても（2）課題の中でデータや効果を提示し優先順位を決めて進めるのが良いかと思います。	C	国等の調査では、レジ袋有料化以降、レジ袋の使用量や原料のプラスチックの販売量が減少したことが確認されていますが、レジ袋有料化により海洋プラスチックごみが減少したという統計資料は確認できておりません。なお、マイバックの使用促進は、ごみの発生抑制や焼却時のCO ₂ 削減、河川などへの流出リスクを下げることなどの効果が期待できます。	【計画案】 48頁
20	【素案】 53頁	次のような現状認識を入れられないか？ 「産業廃棄物処理施設に対する理解が進まず未だ施設設置に当たっては反対運動が起きている。特に焼却施設や最終処分場については必要性は認められつつも個別の計画には反対される。」	C	産業廃棄物処理施設に対する理解が進んでいる事例もあること、また、一部指摘のような現状は認識しており、(2)課題において「地域住民の理解促進を図っていくことが必要」、(3)施策の方向性において「依然として根強い迷惑施設とのイメージを払拭するため、」との記載があることから原案どおりとしますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	【計画案】 53頁
21	【素案】 53頁	L21（2）課題 ⇒上記のNo. 15と同じ。	C	本計画では課題のあとに施策の方向性を記載し、課題に対する大局的な方向性を示した後、具体的取組を記載しております。ご指摘の件については、今後の施策の参考とさせていただきます。	【計画案】 53頁
22	【素案】 53頁	L24 「魅力向上による人材確保が求められ、関係団体等と連携した情報発信の取り組みが必要です。」 ⇒目的は人材確保であり、手段が情報発信と考えた場合は以下の表現ではどうか。 「魅力向上と関係団体等と連携した情報発信の取り組みによる人材確保が求められる。」	D	廃棄物処理業の魅力向上が人材確保のための主要な要素であることを強調できる点と踏まえ、原案どおりといたします。	【計画案】 53頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
23	【素案】53頁	L27「～が、製造業側における循環資源の需要が少ないことや、～」 ⇒需要が少ない要因として①高価格 ②低品質 ③安定供給 が考えられる。②に対応すると①が更に高くなり、これら3点の技術的課題の解決が必要であり、(4) 具体的取組に記述する必要があると考える。	B	55頁に記載したとおりサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築支援や動静脈連携等の先進事例の紹介などにより、再生材の価格、品質、安定供給の課題に対し、様々な角度から支援して参ります。	【計画案】53頁
24	【素案】54頁	「(エ) 必要な産業廃棄物最終処分場の確保」について、 ①囲み記載の中の「必要となる容量」は何を指すのかが不明である。 ②管理型最終処分場については、「施設整備のあり方を検討」となっているが、確保の必要性が認められるのであれば、安定型最終処分場と同様に「必要容量を確保」とすべきではないか。 ③「(2) 課題」、「(3) 施策の方向性」においても、最終処分場の確保の必要性を記載すべきと考える。	C、A	①「必要となる容量」は、今後の産業廃棄物の発生量・処分量や、安定型最終処分場の残余容量、県内・県外からの搬入状況等を踏まえ、適宜総合的に判断するものです。 ②管理型最終処分場については、現状県内唯一の施設が県営であることから、民間事業者による施設整備の状況を踏まえ、公共関与を含めた施設整備のあり方を検討して参ります。 ③以下のとおり追記します。 (2)課題 ・また、サーキュラーエコノミーへの移行を進めていく中でも最終処分が必要な廃棄物は一定程度排出されるため、最終処分場など処理体制の確保も必要です。 ・(3)については「廃棄物等を処理する施設」との記載があるため原案どおりとします。	【計画案】53～54頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時 点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
25	【素案】52～54頁	<p>本計画は、従来の個別分野計画ではなく、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「環境総合計画」として策定されるものであり、資源循環、温室効果ガス削減、自然環境保全など、複数の分野を横断的に束ねる性格を有しています。</p> <p>この計画の性格を踏まえると、産業廃棄物処理施設は単なる処理機能にとどまらず、地域の生活環境保全と資源循環を支える“環境産業の一翼”を担う施設として位置付けられるべきです。迷惑施設と見なされやすい性質を踏まえると、事業者にはまず、(1)環境保全対策の実施状況や安全性に関する取組について、住民に対して丁寧に説明し、透明性を確保する責任が求められます。さらに、計画素案52頁（※県のホームページに掲載されている素案のページ）で示されているように、施設の設置・改修に当たっては「脱炭素に配慮した設備導入」も求められており、事業者は、(2)脱炭素に資する設備導入・運営の取組とその効果についても住民に分かりやすく説明することで、環境産業の一翼としての役割を果たす必要があります。</p> <p>計画素案52頁の住民理解の促進、53頁の見学事業・出前授業等の広報強化は適切ですが、総合計画としての横断的視点を踏まえるなら、環境保全対策と脱炭素の“二本柱の説明責任”を事業者が果たすことを、計画上の方向性として明確化すべきと考えます。</p> <p>以上により、県の広報施策と併せて、事業者による説明責任（環境保全対策＋脱炭素）の明確化を計画に位置付け、持続可能な地域づくりに資する施策として整理いただくことを要望します。</p>	C	<p>県の広報施策については関係団体と連携した廃棄物処理施設の見学事業や県内小中学校における出前授業等に積極的に取り組んで参ります。</p> <p>また、カーボンニュートラル実現等に向け優れた取組を行った事業者について、「とちぎゼロカーボン企業表彰」による表彰や、「エコキーパー事業所」への認定等を行い、広く県民に公表することにより、事業者の自主的な取組を促進して参ります。</p> <p>事業者による説明責任については、55頁に記載のとおり、引き続き処理施設及び維持管理状況の積極的な公開等への働きかけを行うことで、透明性の確保及び脱炭素の取組など環境配慮の実施状況の説明を促して参ります。</p> <p>また、焼却施設における熱回収や処理施設の高度化など温室効果ガス削減にも寄与する処理施設等の整備を促進し、環境保全と脱炭素の観点を踏まえた資源循環推進体制の確保に取り組んで参ります。</p>	【計画案】53～55頁
26	【素案】55頁～	<p>リサイクル業者がないために産業廃棄物として廃棄せざるを得ないものも多くあることから、リサイクル産業の振興とともに、排出事業者とリサイクル事業者が協働しやすい環境づくりが必要である。</p>	B	<p>サーキュラーエコノミーの移行に向けては排出事業者とリサイクル事業者の連携が重要であり、両者のマッチング環境の創出などに努めて参ります。</p>	【計画案】55頁～

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
27	【素案】55頁	企業としては、有価物で廃棄したくてもリサイクル業者がないために産業廃棄物として廃棄せざるを得ないものも多くあり、是非、記載の通り、リサイクル産業の拡大並びにその情報の周知が活発になることを願う。	B	廃棄物・リサイクル産業の振興に向け、本計画に記載した各種施策に積極的に取り組んで参ります。	【計画案】55頁
28	【素案】57頁	L2 3 廃棄物等の適正処理の促進 (1) 現状 ⇒上記のNo. 21と同じ。	C	本計画では課題のあとに施策の方向性を記載し、課題に対する大局的な方向性を示した後、具体的取組を記載しております。ご指摘の件については、今後の施策の参考とさせていただきます。	【計画案】57頁
29	【素案】57頁	L9「小規模な不法投棄については、突発的な不法投棄が後を絶たず、～」 ⇒小規模な不法投棄については、突発的なものばかりでなく、例えば新4号線との合流部の信号待ち付近ののり面には恒常的にペットボトルや空き缶、弁当箱等が捨てられており、ゴミがゴミを呼んでいる。これらは大雨で河川に流入し海洋プラスチック汚染に関係しているのではないか。このような場所にも監視活動や運転手への啓蒙が必要ではないか。課題に取り上げ具体的に取り組む必要があると考える。	A	・59頁(2)課題に以下のとおり追記します。 ○廃棄物の適正処理を巡っては、特定の箇所で恒常的にごみが捨てられる事例や突発的な事例など、悪質な不法投棄が後を絶たず・・・ ・対策については、不適正処理の未然防止策として、県民・排出事業者・処理業者に対する普及啓発・指導を実施するほか、関係機関と連携した監視・情報収集・情報提供等に取り組んで参ります。	【計画案】57、59頁
30	【素案】57頁	太陽光パネルについては栃木県として企業や個人住宅に設置を推進していると承知していますが、57頁に「2030年台半ばから顕著に廃棄量が増加し、リサイクルを着実に進めなければ最終処分的大幅な増加に繋がることが危惧され～」と記載されています。リサイクル技術の開発と市場の安定化が図られるか不透明な状況と言わざるを得ない状況と考えます。今から廃棄物最終処理場の新設を進めるか、太陽光パネル設置の方向性を変更するか対応が必要と考えます。	C	太陽光パネルについては、最終処分量の減量及び資源の有効利用のため、リサイクルの推進が重要ですが、現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、全国的な処理体制が構築途上であることが課題とされています。 これら課題の解決のため、現在国において新たな法制度を検討しておりますので、国の動きを注視しながら適切に対応して参ります。 また、産業団地等において、再資源化事業等高度化法に基づく太陽光パネルの高度リサイクル施設の立地促進に取り組んで参ります(54頁)。	【計画案】57～58頁
31	【素案】60頁	「(ウ) 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保」の④太陽光パネルについて、リサイクル技術の確立や費用の問題などがあり、国においてリサイクル制度の導入が進まないことを考慮すれば、県としてもリサイクル業者の誘致や処理施設の確保など、何らかの対策を検討する必要があるのではないか。	B		【計画案】61頁

No.	頁・項目 【概要版・素案時 点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
32	【素案】60頁	L36「②石綿を含む建設系～」 「③平時及び感染症流行時における感染性廃棄物の確実な処理～」 ⇒ ①「石綿」「感染性廃棄物」は現状・課題には出てこない項目であり、繋がりが分かりづらい。 ②この2つの廃棄物や、PCB廃棄物(P61 L9)、放射性物質に汚染された廃棄物(P61 L17)はサーキュラーエコノミーへの取り組みと関連性が高いと言えるのでしょうか。 確実に処分する事が重要だと考えます。	A	①ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記します。 ・(1)現状 イ 処理困難な廃棄物 一般的な処理施設では処理が困難な廃棄物、石綿等の有害な物質を含む廃棄物、感染症対策に伴い発生するマスクや防護服等の感染性廃棄物等について、適切な処理に向けた普及啓発等を行っています。 ・課題については「～処理が困難な廃棄物、～の適正な管理及び処理が必要です」と記載しているため、原案どおりとします。 ②36頁の図でも示したとおり、サーキュラーエコノミーへの移行にあたっては廃棄物は発生すると考えており、本計画ではそれら廃棄物の適正処理も含めて取組を進めていくこととしております。	【計画案】58,61頁
33	【素案】61頁	L28「イ 災害廃棄物の処理体制の整備」 ⇒災害発生時には企業においても災害廃棄物が発生し対応が必要となる。また、生産設備が復旧しても、発生した産廃を産廃処理業者で処理できなければ(産廃処理業者が復旧していなければ)生産を復旧できない。よって、各企業にも災害発生時の対応方法をBCPの策定等により決めておく必要がある。	C	企業においても災害時には災害廃棄物が発生し、対応が必要となること、また産業廃棄物処理業者の復旧状況が生産再開に影響することは重要な視点と認識しております。次期計画では、災害廃棄物の処理体制整備を自治体や関係機関と連携して進めることを基本方針としていますが、企業におけるBCP策定や災害時対応の検討も重要であり、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。	【計画案】62頁
34	【素案】59～62頁	県、市町、関係団体の連携が中心だが、「災害廃棄物の迅速な処理に向けた民間産廃施設の活用」の検討のような表現は入れられないか？	B	62頁に「～市町等と共に、災害廃棄物の発生見込量等に応じて、民間の処理施設の活用可能性等を検討」とあり、民間処理施設の活用検討も進めて参ります。	【計画案】62頁
35	【素案】62頁	L12「(5)指標」 ⇒P47(4) 具体的取組の中で海洋プラスチック汚染について記述しており、【指標9】には県内河川でのプラスチック補足量データ(現在地)と予測値、目標値を掲載すると良いと考える。	D	【指標9】県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数(10t未満を含む)につきましても、適正処理の進捗を図る観点において象徴的で県民に対してわかりやすい指標であること、また、県内河川でのプラスチック補足量データは十分に蓄積されておらず、信頼性ある進捗管理が困難であることから、原案どおりといたします。	【計画案】62頁
36	【素案】	前回の計画と比較して、次期計画での新たな視点や活動といった変化点が分かりやすく纏められると良い。例えば冒頭にサマリーとして掲載しては如何でしょうか。	B	次期計画では「サーキュラーエコノミーへの移行」を掲げたことが大きな変更点であり、環境総合計画における冒頭において、3つの基本目標のうちの1つとして位置付けられております。県民向けの説明にあたっては概要版を活用するなど、わかりやすい発信に努めて参ります。	【計画案】1～5頁など

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】 (見え消し版)
37	【素案】	特に全国平均に比べて劣っている項目については要因を分析し、キャッチアップしていく姿勢を記述しては如何でしょうか。	B	廃棄物の排出の現状、再生利用率、最終処分率等について全国との比較を示しておりますが、観光地を多く有する自治体、1次産業が発展している自治体など各都道府県それぞれ特性に応じて廃棄物の種類ごとの排出量や再生利用率などは大きく変動する傾向にあります。このため、これら指標について一概の比較は困難ですが、引き続き要因分析に努め、効果的な施策を展開して参ります。	【計画案】39～40頁など
38	【素案】	次期計画が終了する2030年の栃木県の姿は、最終目標とする姿の何合目まで到達する事が目標となっているのでしょうか。工程表みたいなものがあれば進捗が理解しやすいと思います。	D	次期計画の期間として、おおむね10年後を展望した5年間としておりますが、社会情勢や技術の進展、国の方針等により求められる将来像が変化する可能性もあるため、10年後については目標を数値化しておらず、5年後の目標達成に向けて、各種施策に取り組んで参ります。 なお、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用率(率)、最終処分量(率)については2035年の予測値を示しておりますので、一つの目安になると考えております。	【計画案】39～40頁など
39	【素案】	・全般的に分かりにくいと感じた。 ・(4) 具体的取組と(5) 指標の関係は、取組を行うことにより予測値ではなく、目標値を目指すという構成になっているのでしょうか。具体的取組と予測値と目標値の(参考値)の関係が分かりにくい。	C	・県民への周知にあたっては概要版や普及啓発グッズを用いるなど、わかりやすい周知に努めて参ります。 ・(4) 具体的な取組を実施することにより、(5) 指標に掲げる目標値を目指すという構成としております。なお、(5) 指標における予測値についてはパブリックコメント時点で削除いたしました。参考指標につきましては、類似する他指標があることや目標としてはなじまないものの、進捗管理の必要がある項目として設定しております。	【計画案】48～49頁